

# シンポジウム 閉会のことば

2010・9・11

違法入れ歯断固阻止

歯科医療を守る国民運動推進本部

代表 脇本 征 男

歯科医療業界で盤石なる保団連の崇高なるお力を頂戴しながら、ここに、かくも盛況裡にシンポジウムを開催出来たことは、無限なる絶大な喜びと共に、ご参加頂いた皆様方をはじめ、シンポジウムの先生方並びに保団連の先生方に対しまして、満腔の敬意と深甚なる感謝を申し上げます。

わが国は法治国家として憲法25条1項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。この条文の趣旨は、国と、国民に対し人間としてふさわしい生活を確保することがその責務であるということです。

この生存権規定を実質的に担保するために、憲法25条2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務を明確に定めております。この憲法25条の規定は、国が、公衆衛生の向上と増進を図る作用すなわち「衛生行政」は、憲法が直接に要求する行政であることを認めているものです。その責任を果たすために、国は、厚生労働大臣を主務大臣とする「衛生行政」を布き保健衛生行政 ②医事衛生行政 ③薬事衛生行政 ④予防防疫衛生行政 の四つに分類され、「歯科技工士」は、「医事衛生行政」に位置付けられております。医事衛生行政とは、行政が国民に対して直接手を下すのではなく、実際の医療従事者を直接規制、管理監督し、間接的に国民の公衆衛生の向上・増進を図る行政であります。

この種の行政に入るものとして、医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法、保健婦助産婦看護婦法、あんま、はり、きゅう、柔道整復等営業法等があります。このように憲法の直接の要求に基づいて制定された「歯科技工士法」は、単なる「もの作り＝製作業」ではなく、れっきとした「歯科医療従事者」として確立されているのです。歯科医師の先生方の指示に基づき、国民患者さんの健康と生命の確保に重大な使命感を持って努めなければなりません。

今一度、確認致したいと思います。歯科技工士法17条1項、「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない」。

すなわち、自らの業において、与えられた法律の趣旨、目的を全うに理解し、その法律を遵守することこそが、これ、国民患者さんの安心、安全に寄与することなのだとは固く信じて邁進することを誓い、感謝を込めて閉会の言葉と致します。

加えて、シンポジウム開催に当たり、23人の国会議員の先生方と2県歯、15県技より温かい励ましのお言葉を頂戴致しましたことに心から感謝を申し上げますと共に、ご報告致します。

ありがとうございました。

以上